



始



特233
173



梅原真隆謹



最勝院釋教榮居士

大正十四年十月二日（七十六歲）



三宅家供養





景
翹
剗
鞞
燦
榮
風
士

大五十四年十月二日(十六歲)

乘願院釋清信居士

昭和十年十月五日（六十一歲）



乘 應 剋 鞞 齋 計 風 士

昭和十年十月五日（六十一歳）

序

呉の三宅家は代々法縁のふかい名門である。信心爲本の庭訓は、いよいよ懇切を極め、王法爲本の奉公はいよいよ至誠を抽んでられる。

今秋、先々代の十七周忌と先代の七周忌の法要を懇修せらるゝにあたり、法供養として一卷の執筆を懇囑せられた。

今や大日本のかじやくこの秋である。こゝに恭しく三寶興隆に關する上代の詔勅を謹解したてまつる。

この國に生れ、この法に遇ふ。悉くこれ聖恩のたまものである。罔極の聖恩を鑽仰して無限の感佩に跪くのみである。

昭和十六年の秋

勸學 梅原眞隆 敬白

目次

推古天皇	鞍作鳥を賞し給ふ勅	一
孝徳天皇	佛教興隆の詔	一二
天武天皇	佛舎を作らしめ給ふ詔	二八
持統天皇	奉佛法の詔	三六
文武天皇	禳災救民の詔	四一

聖武天皇 敬神尊佛の詔……………四八

聖武天皇 國分寺建立の勅……………五五

聖武天皇 盧舍那佛鑄造の詔……………六九

孝謙天皇 佛像佛殿を造り給ふ詔……………八六

稱徳天皇 天下太平を祈らしめ給ふ勅……………九二

附 録

冥加の生活……………一四八

聖 恩

梅原眞隆謹解

推古天皇

鞍作鳥を賞し給ふ勅

朕欲興隆內典、方將建佛刹、肇求舍利、時汝祖父司馬達等、便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須那、爲橘豐日天皇出家、恭敬佛法、又汝姨鳥女、初出家爲諸尼導者、以修行釋教、今朕爲造丈六佛、以求好佛像、汝之所獻佛本、則合朕心、又造佛像、既訖、不得入堂、諸工人不能計、以將破堂戶、然汝不破戶而得入、此皆汝之功也

【奉讀】 朕内典を興隆さむと欲ふ。方將に寺刹を建てむとときに、肇めて舍利を求めき、時に、汝が祖父司馬達等便ち舍利を獻りき。又國に僧尼無し、是に於て汝が父多須那、橋豊日天皇の爲めに出家し、佛法を恭み敬ひたり、又汝が姨島女初めて出家して、諸尼の尊者として、釋教を修行ふ。今朕、丈六の佛を造りまつらむが爲めに、好き佛像を求む。汝が所獻佛の本、即ち朕が心に合へり。又佛像を造ること既に訖りて、堂に入るゝことを得ず。諸の工人計ること能はず、將に堂の戸を破たむとせり。然るに汝、戸を破たずして入るゝことを得つ。此れ皆汝が功なり。

【謹解】 朕は佛教を興隆したいとおもひ、まさに佛寺を建立しようとして

て、佛寺にまつる佛舍利をさがしたとき、汝の祖父司馬達等は直ちにそれを献上した。また、そのころ我國には佛に仕へる僧尼が存在しなかつたので汝の父の多須那は、用明天皇の御爲に出家して、佛法を恭敬し、また、汝の伯母の島女はわが國の最初の尼僧として、多くの尼達の指導者となつて、佛教を修行したことである。朕は今、一丈六尺の佛像を造らうとして諸方面から理想的な型を探してみたが、汝が献上した典型はそのまゝ、朕の氣に入つた。またこのたび佛像が出来上つたが、法興寺の金堂の戸が低くて納めることができない。たくさん専門の技術家が工夫をこらしても、よい方法も見出せず、遂に金堂の戸を破つて納めようとしたのである。然るに汝は金堂の戸を破ることをせず見事に佛像を堂内へ安置することに成功した。このことは全く汝の功である。

飛鳥の大佛

この勅は、推古天皇が十四年五月五日、鞍作鳥にくだし給ふところでありまして、日本書紀卷第廿二に載せられてあります。

推古天皇、その攝政であらせられた聖德太子は深く佛法を御信仰あらせられしました。

元年の秋九月には難波の荒陵に四天王寺をつくりたまひ、二年の春二月には皇太子及び大臣に三寶の興隆を命じたまうたので、多くの臣連等が競うて寺を建立する機運になり、さらに四年の冬十一月には法興寺が造営されたこととであります。

そして、この勅は法興寺の佛像のできあがつたときにくだされたのであり

ます。推古天皇の十三年の夏四月、天皇は皇太子、諸王、諸臣に詔してともに御誓願をたてさせられ、はじめて銅繡の丈六の佛像を各一軀を造らしめたまうたのであります。これをきいた高麗國の大興王は隨喜の意を表して黄金三百兩を奉獻したことであります。このときの佛工は當時の巨匠鞍作鳥でありました、十四年の夏四月に佛像が完成しました。このうち丈六の銅像を法興寺の金堂に安置せられたのであります。この佛像を堂内へ納めるについても鞍作鳥はすぐれた技術を示しました。四月八日に落慶の式典がいとなまれ、無数の參詣人があつまつて、新しい佛像を拜むのであります。その翌月即ち五月五日に、その功を賞して賜うたのは、こゝにかへげたてまつた勅であります。この法興寺の金堂の丈六佛像は、後世に修補せられてはありますが、今日も飛鳥の大佛として萬人から拜まれてゐられ

るのであります。

また、この飛鳥の大佛は、その後數度の火災に遇うて大に破損いたしました。台座、光背等ことごとく壞滅いたしましたして、現今の像は高さ九尺一寸、その體は土佛でありまして、たゞ頭部だけが、わづかに最初の面影を存する次第であります、けれどもその風格には、依然として飛鳥時代の様式が残つてをります。すなはち頭髮は法隆寺の釋迦三尊の螺髮に等しく、面像はこの釋迦三尊及び藥師像に類似したところがあります。それでありますから、しづかに合掌して、瞻仰いたしますれば髣髴として飛鳥時代の尊いお姿を偲ぶことが出来ます。

因に、「丈六佛」と仰せられてゐるのは、一丈六尺の佛像であります。古來、應身佛は通例丈六の相を現すと稱せられてあります。薩婆多毘尼毘婆沙には

「佛身は丈六なり、常人はこれに半す」とのべてありまして、佛身は普通人身の二倍であることを意味するのであります。これは超人としての偉大性を表象するものと解すべきであります。尙ほ、佛像の高さは普通立像について示すもので、坐像のときは約五分の三の高さをもつのである、けれども、これをもやはり丈六の像と申すことであります。

佛縁ふかき一族

この勅を拜讀すると鞍作鳥の一家一族の佛縁の深いこと、及び佛法の興隆に貢献したことの夥しいことが察知せられます。

すなはち鞍作鳥の祖父は司馬達等、父は多須那、伯母は鳥女でありまして、打揃うて信心ふかい家族でありました。

司馬達等は支那から我國に歸化した人でありまして、我國における最初の弘教者として有名な人であります。佛教の公傳は普通、欽明天皇の十三年といふことになつてをりますすが、それより約三十年のまへ、即ち、繼體天皇の十六年には、すでに司馬達等は、大和國高市郡坂田原に草堂を結んで佛を禮拜したといふ文献もあります。

この司馬達等は佛舍利を献上したのは、敏達天皇の十三年であります、そのとき、推古天皇は、敏達天皇の皇后であらせられました。この佛舍利を献じたとき馬子は試みに鐵槌で推かうとしたが摧けず、水中に入れると自由に生きてはたらくので、この靈験をみて馬子は忽ち佛法の信者となり、石川の自宅に佛殿をつくることになりましたので、「佛法の初め、茲より作れり」と日本書紀に記してあります。

また、多須那の出家したのは、崇峻天皇の三年三月でありまして、用明天皇の菩提をとむらひたてまつるためでありまして、徳齊法師と申しました。

なほ、鳥女の出家したのは、敏達天皇の十三年でありまして、ときに鳥女は十一歳、善信尼と申しました、同時に禪藏尼、惠善尼の出家もありまして、これはわが國最初の三尼と稱せられるのであります。

かくのごとく鞍作鳥の一家は佛法弘通のために盡すところは少くなかつたうへに、この鞍作鳥はすぐれた佛師として寺工として、貢献いたしましたので、推古天皇は鞍作鳥の功をよみしたまふと共に、祖父等の功をも認めたまうて、こゝに恩賞を賜うたことであります。日本書紀にはその恩賞に關して

即ち大仁の位を賜ふ、因りて以て近江國坂田郡の水田二十町を賜ふ

と記してあります。

このとき鞍作鳥に賜つた大仁の位といふのは、推古天皇の十一年十二月に御制定あらせられた冠位十二階の第三位でありまして、これを賜つたことは、特別の恩遇であることを感佩いたさねばなりません。

また、同時にたまはつた二十町の水田によつて、鞍作鳥は、推古天皇のために金剛寺を作つて報謝申上げました。

内典興隆の聖旨

この佛師の功を賞したまふことは、かしこくも三寶興隆の聖旨であらせられます。「朕、内、佛を興隆さむと欲ひ、方將に寺刹を建てむとす」と宣らせたまふことを承つて、すべての民草は篤く三寶を敬ふことになつたので

あります。そして、かしこくも飛鳥の大佛をつくらせたまうたのであります。佛身を見るものは佛心を観る。佛像を拜むところに、おのづから佛心は體現されます。

かくて、佛を拜むことによつて、民心に賦與された信心は私に背いて公に向く國民の奉公性を開顯し、その智慧と慈悲とは、すべてのものを正しく強くうるはしく活かす力となつて、こゝに世界に冠絶するわが國體を莊嚴することになつたのであります。

孝德天皇

佛教興隆の詔

於磯城嶋宮御宇天皇十三年中、百濟明王奉傳佛法於我大倭。是時、群臣俱不欲傳。而蘇我稻目宿禰獨信其法。天皇乃詔稻目宿禰、使奉其法。於譯語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰追遵考父之風、猶重能仁之教。而餘臣不信。此典幾亡。天皇詔馬子宿禰、而使奉其法。於小墾田宮御宇天皇之世、馬子宿禰奉為天皇。造丈六繡像丈六銅像、顯揚佛教、恭敬僧尼。朕更復思崇正教、光啓大

猷。故以沙門狛大法師福亮惠雲常安靈雲惠至寺主僧旻道登惠隣惠妙、而為十師、別以惠妙法師、為百濟寺寺主。此十師等、宜能教導衆僧、修行釋教、要使如法。凡自天皇至于伴造所造之寺、不能營者、朕皆助作。拜寺司等與寺主、巡行諸寺、驗僧尼奴婢、田畝之實、而盡顯奏。

【奉讀】磯城嶋宮に御宇しろしめす天皇の十三年の中に百濟の明王、佛法を我が大倭に傳へ奉れり。是の時、群臣俱に傳へまく欲せず。而して蘇我稻目宿禰獨り其の法を信けたり。天皇乃ち稻目宿禰に詔して其の法を奉めしむ。譯語田宮に御宇しろしめす天皇の世に蘇我馬子宿禰考父の風を追遵ひて、猶能仁の教を重む。而して餘臣信けず、此典幾

亡。天皇馬子宿禰に詔して其の法を奉めしむ。小墾田宮に御宇しろしめす天皇の世に、馬子宿禰天皇の奉爲に丈六の繡像、丈六の銅像を造り、佛教を顯はし揚げて、僧尼を恭み敬ふ。朕更に復た正教を崇で、大猷を光し啓かむことを思ふ。故れ沙門、猪、狗、猫、法師、福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙を以て十師と爲し、別に惠妙法師を以て百濟寺の寺主と爲す。此の十師等宜しく能く衆僧を教へ導きて、釋教を修行ふこと、要す法の如くせしむべし。凡そ天皇より伴造に至るまで造る所の寺、營ること能はざる者は、朕皆助け作らむ。寺司等と寺主とを拜さしめ、諸寺を巡り行きて僧尼、奴婢、田畝の實を驗へて盡に顯し奏せ。

【謹解】磯城島宮に御宇しろしめす欽明天皇の十三年に、百濟の聖明王は佛法を我が朝廷に傳へ奉つた。當時、群臣は打揃うて佛法をわが國に傳へやうとはおもはない、たゞひとり蘇我稻目宿禰だけが佛法を信じた。そこで天皇は稻目宿禰に詔されて、佛法を信奉することをお許しあらせられた。譯語田宮に御宇しろしめす敏達天皇の御代に、蘇我馬子宿禰は亡父稻目の風格をうけついで、猶ほ一層ふかく釋尊の教を重んじたのであつた。この時代も餘他の群臣は信じなかつたので、佛教は今にも亡びさうになつた。このとき天皇は馬子宿禰に詔して佛法を信奉することをお許しあらせられた。小墾田宮に御宇しろしめす推古天皇の御代に、馬子宿禰は天皇の御爲めに一丈六尺の繡像を施した佛像及び一丈六尺の銅像をつくり、佛教をみがき出して世に知らせ、僧尼をうやまつた。朕は今後おなじく、こ

の正しい佛教を崇め、佛の大道をひろめやうと思ふ。この故に、僧の狛の
 大法師、福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、及び寺主すなはち僧尼を檢校
 する役にある僧旻、道登、惠隣、惠妙の十人を十師となし、また別に惠妙
 法師を以て、百濟大寺の寺主に任ずることを命ずる。この任命した十師等
 はよろしく法にかなうて衆多の僧侶を教導し、釋尊の教を修行すること如
 實なる様に心しなければならぬ。およそ上は天皇より下は伴造に至る
 まで、建立した寺が、維持することの出来ないものがあれば、朕はそれら
 に援助するであらう。今、寺司及び寺主の役を拜命したものは、諸寺を視
 察してまはり、僧尼、寺に使はれる奴婢、寺に屬する田畝の實狀を調査し、
 ありのまゝに奏上する様にいたせ。

佛教の傳來

この詔は孝徳天皇が大化元年の八月、使を大寺に遣して、僧尼を召集し
 て下し給へるところでありまして、日本書紀卷二十五に載せてあります。
 まづ

磯城島宮に御宇しろしめす天皇の十三年の中に、百濟の明王、佛法
 を我が大倭に傳へ奉れり

と仰せられたのは、佛教の初傳をお示しあらせられたのであります。即ち欽
 明天皇の十三年冬十月、百濟の聖明王が西部姫氏達率怒喇斯致契等を遣はし
 て釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻じ、上表文を添へて他に
 流通し、自ら禮拜する功德をたへました。その上表文は日本書紀にのせて

あります。

是の法は、諸法の中に於て、最も殊勝れて爲す、解り難く入り難し。周公、孔子も尙知ること能はず。此の法は、能く量無く邊無き福德果報を生じて、乃至、無上菩提を成し辨ふ。譬へば人の意に随ふ寶を懷きて、用ゐるべき所に逐ひて、盡く情の依なるが如し。此の妙法の寶も亦復然なり、祈め願ふこと、情の依に乏しき所無し。且つ夫れ遠きは天竺より爰に三韓に泊ぶ、教の依に奉け持ち、尊び敬はざるは無し。是に由りて百濟の王、臣明、謹みて陪臣怒喇斯致契を遣して、帝國に傳へ奉り、畿内に流通はすこと、佛の所説、我が法は東に流へむといふことを果すなり。

これによると、百濟の聖明王は、大般若經に説かれた佛法東漸の趣旨をうけて東方の日本に傳へ奉つたと解すべきであります。そして、この上表文

は金光明最勝王經によつて潤色されてあることは學者の一致するところでありまして、かうした潤色によつて日本が佛教を攝受したことは護國安民のためであることを示すものであります。

天皇はこの上表をきこしめして、歡喜踊躍あらせられ、使者に詔して
朕、昔より來未だ曾て是の如き微妙しき法を聞くことを得ず
と仰せ出されました。

敏達天皇の御代

けれども、天皇は、この貢獻された佛法の採否については、群臣に御諮問あそばされました。

西蕃の獻れる佛の相貌端嚴し、全ら未だ曾て看ず。禮ふ可きや以不や。

この御諮問に對したてまつて、蘇我大臣稻目宿禰は「西蕃の諸國、一に皆之を禮ふ。豊秋日本、豈に獨り背かむや」と伏奏し、また物部大連尾輿、中臣連鎌子はこれに反して「我が國家、天の下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬に祭拜むことを事と爲す。方に今、改めて蕃神を拜むこと、恐らくは國神の怒を致したまはむことを」と伏奏して、意見の一致を見ることができなかつた。そこで天皇は

宜しく情願はん人、稻目宿禰に付けて試に禮ひ拜ましめむ。

と仰せられました。稻目はよろこんで、佛像をうけ、之を小懇田の邸に安置し、さらに向原寺に移したのであります。これが本邦における寺の起原とせられるのであります。この詔に

是の時、群臣俱に傳へまく欲せず。而して蘇我稻目宿禰獨り其の法を信け

たり。天皇乃ち稻目宿禰に詔して、其の法を奉めしむ。

と、仰せられたのはすなはちこれであります。この佛教の傳來に關する抗争は、思想の上における進取と保守との抗争の現れでもあるが、その基くところは氏族制度の抗争に由来してゐるのであります。これがためにいきさつはいよいよ深刻となつてまゐりました。即ち當時疫癘が流行いたしたとき、排佛系の人々は佛像を受け入れたための禍であるとなし、佛像を難波の堀江に流し、向原寺を焼きはらふに至りました。しかしながら佛教はこれがために破滅せられず、崇佛系のあひだに脈々として傳はつた感がある。更に稻目が欽明天皇の卅一年に薨じたとき、佛教を修すべきことを遺言したので、馬子を中心として再興の機運をよびおこし、豊浦寺が造られるに至つたのであります。尙その後排佛家の策動もないではなかつたが、漸次佛教は展開し

たのである。その後再び疫病が流行したときこれは佛像を焼く罪かと稱せられ、馬子宿禰もまた「臣の疾病今に至つて未だ癒えず、三寶の力を蒙らずんば、救ひ治む可きこと難し」と奏上したので、敏達天皇は馬子宿禰に詔して、

汝、獨り佛法を行ふ可し。

と仰せ出されました。今の詔に

譯語田宮に御宇しろしめす天皇の世に、蘇我稻目宿禰、考父の風を追遵

ひて猶能仁の教を重む。而して餘臣信けず、此典幾亡。天皇馬子宿

禰に詔して其の法を奉めしむ。

と仰せられてあるのは、このことでありませう。

推古天皇の御代

尚、この詔に

小墾田宮に御宇しろしめす天皇の世に、馬子宿禰、天皇の奉爲に丈六

の繡像、丈六の銅像を造り、佛教を顯はし揚げて、僧尼を恭み敬ふ。

と仰せ出されてあるは、前項にかへげ奉つた推古天皇の鞍作鳥を賞し給

ふ勅によつてうかゞふことが出来ませう。日本書紀の推古天皇十三年の四月の

條下に、「天皇、皇太子、大臣、及び諸王、諸臣に詔して、共に同じ

く誓願を發て、始めて銅繡の丈六の佛像各一軀を造る。」とあるご

とく、丈六の繡像と銅像は各一軀づゝ作りたまうたのでありませう。たゞ佛像

が營造せられただけでなく、これに仕ふる僧尼もこの時代に度せられ、また

その僧尼の修行する寺院も建立せられ、三寶が具體的に興隆せられた次第であります。これを「佛教を顯は」すと仰せ出されたのであります。

孝徳天皇の御代

而してこの孝徳天皇の御代に至つて、十師を置き百濟寺の寺主が任せらるるに至つたのであります。この詔に

朕、更に復た正教を崇で、大猷を光し啓かむことを思ふ。故れ沙門狛大法師、福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙を以て十の師と爲し、別に惠妙法師を以て百濟寺の寺主と爲す。

と仰せ出されてあります。

こゝに列記せられた十師のうち狛大法師とあるは、狛は高麗國のこと、

大法師は僧綱の位のこと、その人名は不明である。福亮は、吳の僧であつて、内大臣鎌子に、維摩詰經を講じた人である。惠雲は、舒明天皇十一年九月に、新羅の送使に従つて京に入つた人である。常安は、舒明紀に、大唐の學問僧清安と稱揚せられてある人かと推考せられる。靈雲は、舒明紀によると、唐の使者に従つて歸朝したことを記してあるから、當時の留學生であつたかと察せられる。僧旻は、靈雲とともに歸朝した人で、大化改新に參劃した人である。道登は、大化二年に宇治橋を建造した人である。惠至、惠隣、惠妙の事蹟は詳かでないけれども相當の人物であつたものと想像せられる。これらの十師は授戒のときの三師七證を總稱したものであつて、これは正式の僧侶を養成するに當り、本戒をうくるに缺くべからざるところであります。而してこれらの十師は百濟大寺に居住してゐたものとうかゞはれる。

この寺は舒明天皇の御代に建立せられたものでありまして、日本書紀の舒明天皇の十一年の條下に

秋七月、詔して曰く、今年大宮及び大寺を造作らむ。則ち百濟川の側を以て宮處となす。是を以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。

とあるはこれであります。惠妙法師がこの寺の寺主となつて、僧尼を檢校する役を命ぜられたのであります。而して十師は授戒の役であると同時に、僧尼を監督し指導する役でもあつたのであります。そこでこの詔には、此の十師等宜しく能く衆僧を教へ導きて、釋教を修行ふこと、要す法の如くせしむべし。

と、仰せ出されたのであります。

尙、寺院を保護し、その經營を強化するに大御心をそゝがせたまうたこと

はまことに感戴いたすべき皇恩であります。この詔を御下しあそばされた後、調査を完成し、寺院經營の事務を取扱ふために、特別の役人が命ぜられるに至りました。この詔に引きついで「來目臣、三輪色夫君、額田部連甥を以て法頭と爲す」と記してあります。

この詔は我國に於ける佛教傳來のはじめより、佛教興隆の因縁を御示しあらせられてあります。我國に佛教の興隆したことは、ひとへに歴代の天皇の御恩徳によることを仰がねばなりません。

天武天皇

佛舎を作らしめ給ふ詔

諸國每家作佛舎、乃置佛像及經、以禮拜供養

【奉讀】 諸國の家毎に佛舎を作りて、乃ち佛像及び經を置き、以つて禮拜供養せよ。

【謹解】 諸國の家毎に内佛をまうけて、佛像をまつり經典をそなへて、佛

を禮拜して供養せよ。

諸國の佛舎

これは天武天皇が白鳳十四年三月諸國にくだしたまうた詔であります。日本書紀第二十九卷に載せてあります。

この諸國の家毎にといふことの解釋については、一般の民家をさすものであるといふ説と、國司の政務をとる官家をさすものであるといふ説とがあります。私の考へではこの佛舎を作ることを實施されたのは官家を手始めとなされたことでありませうが、しかし、これは官家の特別な施設といふわけではなくて、一般の民家に普及せしめる思召を以つて仰せ出されたこと、窺はれるのであります。

若しさうであるといたしますれば、各戸に内佛を安置して、朝な夕な禮拜するといふ床しい風格は、この詔に據るものであることが感戴されるのであります。われらは新しい感激をもつて懇ろに内佛に仕へて行かねばならぬと思ふのであります。そして、この家毎に内佛を安置してあること、そしてまごゝろこめて内佛に跪くといふことが、おのづからわれらの宗教心を培うていたゞいたことでもあります。これからのちも、いよいよ内佛を大切に敬ふやうに心がけたいものであります。

禮佛と讀經

さて、この佛舎に安置せしめたまふ佛像と經卷は何佛であり何經であつたかは明記されてありませぬ。けれども、この佛舎の發展ともいふべき國分寺

の本尊は丈六の釋迦像でありましたから、おそらくこの諸國の佛舎に安置された佛像も釋迦像であつたかと窺知されるのであります。

また、天武天皇の御代には四方の國に使をつかはして金光明經仁王經を説かしたまうた記録などがありますから、諸國の佛舎にそなへつけられた經卷もおそらくは金光明經その他の護國經典であつたことかと想像されます。かくのごとく諸國に佛舎を設けて、佛像をまつり經卷をそなへつけしめ給うたことは、その佛像を禮拜せしめ、その經典を讀誦せしめて、國豊かに民安らなる光悦を得せしめんとする御思召にほかならないのであります。

佛像を禮拜することは、佛心を體現する實踐であり、經典を讀誦することは、佛説を色讀する實踐でありまして、身業の禮拜と口業の讀誦はおのづから意業の念持となり、身口意の全人格をひつさげて大道に歸依することにな

るのであります。

そこで、禮拜といひ讀誦といひ、さらに供養といふことは宗教實踐の行法として、重視せられました。手近かなところで申せば、淨土教の啓拓者として我國においてもあつく思慕せられた唐の善導和尚は五種の正行として讀誦と觀察と禮拜と稱名と讚嘆供養をえらんで組織せられました。

この詔に禮拜供養をあげて佛に奉へることをさとさせたまうたことは、恭しく感佩いたさねばなりません。われらが朝な夕な内佛にひざまづいて佛を拜む合掌も、香華燈明などを供養することも、みなこれ大御心によつて賦與された床しい行法であります。仰げば、いよいよ高き聖恩であります。

禮拜の功德

禮拜には數おほくの功德はありますが、増一阿含經には、拜んで生きるものに五つの功德があると説いてあります。

第一には拜むものは端正の功德を得るといふのであります、端正とは容姿も心持も正しくうつくしく調ふといふことでありまして、拜むものは容色がうつくしくなり心境が正しくなるといふ意味であります。

第二には拜むものは好聲の功德を得るといふのであります。好聲とは音聲がなつかしくなる、人から愛好されるやうな聲の所有主になれるといふ意味であります。

第三には拜むものは多財の功德を得るといふのであります。多財といふは

財寶を多く有つこと、身代がよくなる、生活の資材が豊かになるといふ意味であります。

第四には拜むものは長者の家に生れると説いてあります、長者とは世間から敬はれる身分の高い人であります。つまり拜むものは一世の尊敬をうけるやうになるといふ意味であります。

第五には拜むものは、善處に上生すると説いてあります。善處とは淨土のこと、天界のことでありまして、拜むものは、よき境界に向上するといふ意味であります。

この五つの功德は制限を意味するものでなくて數限りのない功德の中心を指示したものであり、功德の代表をあらはしたものであると理解すればよいのであります。

かくの如く禮拜は、われらの生活を美しく正しく且ゆたかに向上せしめるすぐれた行法であります。この拜むことによつてわれらの生活がいかに向上せしめられたかといふことを感銘しなくてはなりません。

持統天皇 奉佛法の詔

卿等、於_二天皇世_一、作_二佛殿經藏_一、行_二月六齋_一。天皇時時遣_二大舍人_一問訊、朕世亦如_レ之。故當_二勤心奉佛法_一也。

【奉讀】 卿等、天皇の世に、佛殿經藏を作りて、月ごとの六齋を行ふ。天皇、時々大舍人を遣して問訊せたまふ。朕が世にも亦之の如くせよ。故れ當に勤しき心をもて、奉佛法たまふべし。

【謹解】 卿等は、先帝天武天皇の御代に諸方に佛殿または經藏をつくり、毎月六齋日を決定して精進をした。天武天皇も時折大舍人を遣して、その様子を御しらべ遊ばされたことを知つてゐよう。朕の世に於ても、先帝の御代と同じやうに爲せ。それであるから、卿等はまめやかな心がけをもつて佛法を奉行しなければならぬ。

佛道の實踐

この詔は、持統天皇の五年二月壬寅朔、公卿等に給はつたところでありませう。日本書紀卷第三十におさめられてあります。

持統天皇は、天智天皇の第二皇女にましまして、御幼名を鷓野讚良皇女と申し上げました。天武天皇の皇后に立ちたまうて、御内助あそばされたこと

であります。天皇の崩御の後、御即位あらせられたのであります。この詔に「天皇」と仰せ出されてあるのは、天武天皇の御事であります。そこで「天皇」は「先皇」の誤寫であらうかと學者たちはうかゞうてをります。

この詔勅のうち、「天皇」の世に佛殿經藏を作りて」とありますのは、前項にかゝげたところの天武天皇の十四年三月に諸國に佛舍を作つて佛像を安置し、經をそなへる様詔を發せられたことなどを仰せられたものであります。

また、「月毎に六齋を行ふ」とありますのは、天武天皇の四年四月十七日殺生及び肉食の禁止をおほせ出されたことなどをお述べになつたものかとうかゞはれます。六齋日といふのは、月に六度精進をする規定でありまして、その日は八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、卅日であります。この六齋日には殺生を禁斷することになつてをります。

また、「天皇時々大舍人を遣して問訊せたまふ」とありますのは、天武天皇が、佛を拜み經を誦し、六齋の精進を行ふことが如法に實施せられてあるかどうかといふことを御案じ遊ばされて大舍人を遣はしたまうたのであります。大舍人といふは、中務省に屬する役人でありまして宮中に宿直して庶務を司り、行幸の時には供奉をつとめる役人でありまして、いはば近侍の役人であります。

興隆の機運

かくの如く天武天皇の御代には、佛教が國民の生活實踐の中になつていく織り込まれることになつたのであります。天武天皇のあとをうけさせたまうた持統天皇は、「朕が世にも亦かくの如くせよ」と仰せ出され、まごゝろこ

めて佛教を奉行すべき旨をさとされた次第であります。これによつて、天武天皇、持統天皇の兩朝には、佛教が漸次興隆の機運に向ふことになつたのであります。さうして、國民の生活には、敬虔なる宗教心が培はれ、慈悲ふかい利他行がみが行はれた次第であります。

文武天皇

禳災救民の詔

朕以菲薄之躬、託于王公之上、不能德感上天、仁及黎庶。遂令陰陽錯謬、水旱失時、年穀不登、民多菜色。每念於此、惻怛於心、宜令五大寺讀金光明經。爲救民苦、天下諸國、勿收今年舉稅之利、并減庸半。

【奉讀】朕、菲薄の躬を以て、王公の上に託して、德上天を感じ、仁黎庶

に及ぶこと能はず。遂に陰陽をして錯謬し、水旱時を失ひ、年穀登らず、民に菜色多からしむ。此を念ふ毎に、心に惻怛せり。宜しく五大寺をして金光明經を讀ましむべし。民苦を救はんが爲に、天下の諸國に、今年舉税の利を收むること勿く、并に庸の半を減ずべし。

【謹解】 朕、徳の薄いこの身を以て、身分の高い王公大人の上にたつてゐるものゝ、徳が天の神に通ずることもなく、めぐみが萬民に及ぶこともなく、そのために陽氣が不順になり、雨ふりや日照のときが季節はづれとなり、その年の穀物がよく實らないで、人民が飢饉のためにやつれてゐる。このことを思ふごとに、憂ひ傷まずにをれないのである。そこで禳災招福のために五大寺の衆僧に命じて金光明經をよませよう。且つ人民の苦しみを

を救ふために、天下の諸國に言ひつけて、今年は出舉の利息、すなはち、官田を人民に貸して利息をとりあげることをしてしないうやうに、また、庸すなはち人夫役の代りに治めるちからしるを半分に減額するやうにいたした

民草に注がせ給ふ御仁慈

これは、景雲二年四月三日に下し給うた詔でありまして、續日本紀卷三に載せられてあります。

當時年々各地に疾病が流行し、旱魃の害や風水の害が打ち續き、また、害虫の被害なども加はりまして、百姓は凶作に悩まされたことであります。朝廷におかせられては、或は醫藥をたまひ、或は租税を免じ、賦役を免ぜられ

るなど、萬民の救恤に大御心を注がせたまふのでありました。

かやうに天災が起り、凶作が續き、病苦にやつれる民草をみそなはして、景雲二年にはこの禳災救民の詔を下し給うたことであります。この詔を拜してまことにおそれ多く感ずることは、この天災や凶作に對して上御一人がその責を感じたまふ大御心であります。

朕、菲薄の躬を以て、王公の上に託して、徳上天を感じ、仁黎庶に及ぶこと能はず。

と仰せ出されてありますが、まことに恐懼に堪へない御言葉であります。

護世の四天王

禳災救民のために、五大寺の衆僧に命じ、護國の經典を轉讀せしめて、佛

力の加護を求めさせ給うたのであります。

その五大寺と申しますのは、當時の京畿に薨を並べて聳つてゐる五個の大寺であります。法隆寺、飛鳥寺、高市寺、薬師寺、弘福寺を指されたものと窺はれます。

而して、この五大寺の衆僧に轉讀せしめられた金光明經は、護國の經典の中代表的なものであります。仁王經、般若經、法華經などは、護國の經典として尊重せられたものでありますが、就中、この金光明經は、最も有縁の經典として重視せられたことであります。

この金光明經の四天王護國品には、四天王がこの經を執持する國土人民を守護し、福德を増長せしめる功德を説いてあります。所謂四天王とは、詳しくは護世四王と申しまして、佛法護持の四種の天王を指すのであります。こ

の天王は須彌山の四面の半腹に住するのであつて、東方にあるを持國天、南方にあるを増長天、西方にあるを廣目天、北方にあるを多聞天と申します。この四天王が餘他の諸天善神を統率して、正法によつて統治せられる國土、正法を傳持してこの經を奉持する國土人民を擁護し、國難を除き福德を與へんことを誓ふのであります。この四天王信仰は、佛教が我國に傳來した初期より直に受入れられてその像が刻まれ、これを祀る寺が建立せられた次第であります。

これこの詔に、金光明經を讀誦せしめ給ふ以てであります、これによつても、日本佛教は護國のために攝受せられ、安民のために流布せられたことが窺はれます。而して、舉税を免じ、庸を半減し給ふ御救恤の思召しも又金光明經の王法正論に現れた治世の要義を具現あらせられたこと、まことに有

難く感戴せられるのであります。

聖武天皇

敬神尊佛の詔

除_レ冤_レ祈_レ祥、必_ニ憑_ニ幽_レ冥、敬_レ神_レ尊_レ佛、清_レ淨_レ爲_レ先。今_ニ聞_ニ、諸_レ國_レ神_レ祇_レ社_レ内、多_ニ有_ニ穢_レ梟、及_ニ放_ニ雜_レ畜。敬_レ神_レ之_レ禮_レ豈_レ如_レ是_レ乎。宜_ニ國_レ司_レ長_レ官_レ自_レ執_ニ幣_レ帛、慎_ニ致_ニ清_レ掃、常_ニ爲_ニ歲_レ事。又_ニ諸_レ寺_レ院_レ限、勤_ニ加_ニ掃_レ淨、仍_ニ令_ニ僧_レ尼_レ讀_ニ金_レ光明_レ經。若_ニ無_ニ此_レ經_レ者、便_ニ轉_ニ最_レ勝_レ王_レ經、令_ニ國_レ家_レ平_レ安_レ也。

【奉讀】 冤_を除_き祥_を祈_ること、必_ず幽_冥に憑_り、神_を敬_ひ佛_を尊_ぶこ

とは、清_淨を先_と爲_す。今_聞く、諸_國神_祇の社_内に、多_く穢_梟あり、及_び雜_畜を放_{てり}。敬_神の禮、豈_是の如_{けん}や。宜_{しく}國_司長_官、自_ら幣_帛を執_り、慎_みて清_掃を致_{して}、常_に歲_事と爲_すべし。又_諸寺_院の限_は、勤_めて掃_淨を加_{へよ}、仍_て僧_尼をして金_光明_經を讀_{ましめ}む。若_し此_の經_無く_{んば}、便_ち最_勝王_經を轉_{じて}、國_家をして平_安ならしめ_む。

【謹解】 災_難をのぞきさつて福_徳を招_くやうに祈_るには、眼_にみえぬ神_佛の力_にたよるより外_にみちはない。神_を敬_うて祈_るには身_を清_め、佛_を尊_{んで}願_ふには心_を淨_{めて}、先_づ清_淨といふことが大_切である。この頃、聞_くところによれば、諸_國の天_神地_祇を祭_{つて}ある神_社の境_内には穢_{れた}もの臭_いものによつて汚_{され}、いろいろな家_畜などを放_し飼_ひにしてあると

のことである。之では神を敬ふ禮儀に缺けてゐるであらう。各國の司や、神官の長たるものは、自ら幣帛を執つて、慎んで穢をはらひ清めることを年々の行事としなければならぬ。また諸處にある寺院の境内もおなじやうに、出来るかぎり掃いて淨めるやうにすべきである。さうして、金光明經を讀誦させ、若しこの舊譯の金光明經がそなへてない寺には新譯の最勝王經を轉讀させて、國家の平安を祈るやうになさせたい。

敬神と尊佛の調和

これは聖武天皇が神龜二年の七月、七道諸國に下して社寺の清掃を命じたまへる詔であります。續日本紀卷第九にのせられてあります。

聖武天皇の御代には佛教が興隆いたしました、天皇御親らも深く佛を御信

仰あらせられました、而して佛を信じ給ふと共にいよいよ神を敬はせ給ふことの篤くあらせられたことを仰がねばなりません、この詔を初めとして、神社を尊重あらせられたこと、神祇を崇敬あらせられたことは極めて懇ろであらせられたことであります。

敬神と尊佛がうるはしく調ふいはは、この詔に、正しくお示しなされてあります。まことに有難く感佩いたさねばなりません。

「冤を除き、祥を祈ること必ず幽冥に憑り」と仰せられました、幽冥といふは微妙な神祕を意味するものでありまして、神佛を表象するのであります。神佛の御冥加によつて、人生は禍を轉じて福を成すといふうるはしい感激が、神佛を拜む心にみちみちて、おのづから神を敬ひ佛を尊ぶこととなるのであります。神佛の冥加に依憑する謙つた心境にこそ無盡の生命力

が培はれるのであります。
 人間はもつて生れた本能の力だけに驕らず、法界の聖なる力にたよるところに、大きな生命線が描かれるわけでありませぬ。日本人は古來この神佛を拜むことによつて力強くうつくしく生き伸びて來たのであります。われらはこの床しい傳統を忘れてはなりません。

清淨の行事

さらに「神を敬ひ佛を尊ぶことは清淨を先と爲す」と宣らせたまうた。神佛に奉仕する道は身心をきよめ、内外をきよめることにあるとの御諭しであります。清淨はわが國體の本具の品格であり佛敎の要諦であります。そして身心を清淨にして神佛に仕ふるところにおのづから「明き淨き直き誠の心」

が磨き出され、日本のまことの姿が開顯される次第であります。そこで、諸國に神社の清掃と寺院の掃淨を命じたまうた次第であります。

終に、金光明經の轉讀をすゝめて國家の平安を念願あらせられてあります。この金光明經については、先に述べた通りで護國の經典の代表的なものであります。

金光明經といひ最勝王經といふ、これは同本異譯であります、即ち最勝王經は新譯でありまして唐の則天武后の長安三年即ちわが國の天武天皇の大寶三年に譯出されました。それが直に我國に傳來されて、この聖武天皇の御代に依用されたのであります。

さきに述べたごとく、この經を講宣し讀誦すれば四天王がきたつてその國家を守護し、すべての冤をとりつけ、あらゆる疾を治すると説いてあるの

で、こゝにもこの護國經典の轉讀を命ぜられたのであります。そこで、寺院は鎮護國家の道場として諸國に分布されたのであります。

聖武天皇

國分寺建立の勅

朕、以薄德忝承重任、未弘政化、寤寐多慚。古之明主皆能先業、國泰人樂。災除福至。修何政化能臻此道。頃者年穀不豐、疫癘頻至。慙懼交集、唯勞罪己。是以廣爲蒼生、遍求景福。故前年馳驛增飾天下神宮。去歲普令天下、造釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺者各一鋪、竝寫大般若經各一部、今春已來、至秋稼風雨順序、五穀豐穰。此乃徵誠啓願、靈貺如答。載惶載懼、無以自寧、案經云、若

有國土、講宣讀誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王、常來擁護、一切災障皆使消殄、憂愁疾疫亦令除差。所願遂心恒生歡喜。宜令天下諸國各敬造七重塔一區、竝寫金光明最勝王經、每塔各置一部。所冀經各十部。朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各置一部。所冀聖法之盛與天地而永流、擁護之恩被幽明而恒滿。其造塔之寺、兼爲國華、必擇好處、實可長久。近人則不欲薰臭所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾、兼盡潔清。近感諸天、庶幾臨護、布告遐邇、令知朕意。

【奉讀】朕、薄德を以て、忝く重任を承く。未だ政化を弘めず、寤寐にも

多く慚づ。古の明主は、皆先業を能くして、國泰に人樂み、災除き福至る。何の政化を修めてか、能く此の道に臻らむや。頃者、年穀豊ならず、疫癘頻に至る。慙懼交集りて唯勞して己を罪す。是を以て、廣く蒼生の爲に、遍く景福を求む。故に前年驛を馳せて、天下の神宮を増飾し、去歲普く天下をして、釋迦牟尼佛の尊像高さ一丈六尺なる者各一鋪を造り、并に大般若經各一部を寫さしむ。今春より已來、秋稼に至るまで、風雨序に順ひて、五穀豊穰なり。此れ乃ち誠を徵し願を啓くこと靈呪答ふるが如し。載ち惶れ載ち懼れて、以て自ら寧とすること無し。經を案ずるに云はく、若し國土に講宣讀誦、恭敬供養し、此の經を流通する王有らば、我等が四王、常に來りて擁護し、一切の災障、みな消殄せしめ、憂愁疾疫も、亦除き差えしめ、願ふ所心に遂ひて、恒に歡喜を生ぜむもの

なりと。宜しく天下の諸國をして、各七重の塔一區を敬ひ造り、并に金光明最勝王經妙法蓮華經各十部を寫さしむべし。朕又別に金字の金光明最勝王經を擬寫して、塔毎に各一部を置かしめむ。冀ふ所は、聖法の盛なること、天地と共に永く流へ、擁護の恩、幽明に被りて恒に満たむことを。其れ造塔の寺は、兼國の華爲り。必ず好處を擇びて、實に長久にすべし。人に近くして則ち薰臭の及ぶ所を欲せず、人に遠くして則ち衆を勞して歸集することを欲せず。國司等、各宜しく務めて嚴飾を存し、兼ねて潔清を盡すべし。近く諸國に感じて、庶幾はくは臨護あらむことを。遐邇に布告して、朕が意を知らしめよ。

【謹解】 朕は徳の薄い身を以て、忝く天皇の重い任を承けついで以來、

いまだ思ふとほり普く萬民を政化するところまでゆきとゞいて居らぬやうに慮る寢ても覺てもこれを慚ぢてゐる。古の明主は民を治める大業を成就せられて國も泰かに人も樂しみ、災禍は除かれ幸福は至るといふありさまで、まことにすぐれた治績をあらはして居られる。どういふ政化をなしたら、かうした道に達することが出来るであらうか。近年五穀が不作で疫癘がしきりに流行するので、且つは慙ぢ且つは恐れて居る。心勞を重ねみなこれ不徳のいたすところであると責任を感じずる次第である、そこで廣く萬民の幸福を得るやうにと念じ、前年早馬をはせて天下の神宮を修飾し、去年はまた國々に命じて釋迦牟尼佛の丈六の金像一體づつ造らせ且つ大般若經一部づつを寫させた、そのためでもあらうかこの春から秋の收穫に至るまで風雨が順調で五穀は豊にみのつた。これは誠の心を表明して願念を

啓白したので不思議な賜物があらはれたことと思ふ。おもふに經文に説かれてあるとほりである。若し國に最勝王經を講宣し讀誦し恭敬し供養してこの經典を弘通する王があれば四天王は常に來つて王を擁護し一切の災禍を消滅させ、憂愁すべきことを除き、疾疫を恢復せしめるであらう。願ふことが遂げられ思ふことが達せられいつも歡喜にみちて生活することが出来る」と説かれてある、そこで天下の國々に恭敬の心を以て七重の塔一區づつ造り、同時に金光明最勝王經と妙法蓮華經十部づゝ寫すやうに命ずる、朕もまた別に金字を以て金光明最勝王經を寫し、その塔ごとにこれを一部づゝ安置したいと考へてゐる、朕のこひねがふところは佛法盛んにして天地のつゞかざりこれを傳へ現世のみならず來世までも充分に擁護の恩恵を蒙りたいと思ふのである、さうして塔を造るところの寺はその國の文化

の花とも稱すべきものであるから、必ず好き所を選びいつまでも榮えるやうに計劃すべきである、またあまりに人里に近くして俗事に煩はされるところもおもはしくないし、さればとてあまりに人里を遠く離れて多くの信者が參詣するに不便なところもおもはしくない、國司達はそれ〴〵莊嚴を心がけまた清潔に注意せねばならない、近頃、諸天善神の感應をかんがみてゐる、諸天來臨して加護を垂れ給ふやうにこひねがうてやまぬ、このことを遠近の國々へ告げて、朕の意のあるところを知らしめよ。

詔勅と願文

これは聖武天皇が天平十三年三月廿四日に下し給うた詔勅であります。續日本紀の卷十四におさめられてあります。

推古天皇及びその攝政聖德太子の聖旨によつて興隆の機運に向つた佛教は、持統天皇の御代に至り東は陸奥、西は筑紫の邊境までも弘通するやうになり、聖武天皇の朝に至つて、その隆盛の極に達したことであります。

聖武天皇は光明皇后と共に篤く佛教を信仰し給ひ數多くの佛寺を造營あらせられました。殊に天平十三年三月乙巳日即ち廿四日には詔りして國毎に僧尼の二寺を建立するやうに仰せ出されましたこれを國分寺といふのであります。茲にかゝげたてまつたのはこの國分寺建立の詔勅であります。

そして、この詔勅に附記せられた諸願條列があります。

- (一) 毎國の僧寺尼寺には、各水田十町を施すべし。
- (二) 毎國に造る僧寺には必ず二十僧あらしめ、その寺名を金光明四天王護國の寺となす。尼寺は十尼、その寺名を法華滅罪の寺となす。そ

の僧尼は毎月八日、必ず最勝王經を轉讀し、月半に至る毎に、戒羯磨を誦すべし。

- (三) 諸國に上件の寺を置くものは、毎月六齋日に公私漁獲殺生することを得ず。

- (四) 願くは、天神地祇共に相和順し、恒に福慶を持つて、永く國家を護らん。

- (五) 願くは、開闢已降、先帝の尊靈長く珠林に幸し、同じく寶刹に遊ばん。

- (六) 願くは、太上天皇、皇太夫人藤原氏、及び皇后藤原氏、皇太子已下の親王、及び正三位橋宿禰諸兄等、同じく之れに資つて、彼岸に向はん。

(七) 願くは、藤原氏先後の太政大臣及び皇后の先妃從一位橘太夫人の靈識、恒に先帝に奉じて淨土に陪從し、長く後代を顧みて、常に聖朝を衛り、乃至古より已來今日に至るまで、身は大臣となりて忠を竭し、國に奉らん者、及び見在の子孫、俱に此の福に因りて、各前範を繼ぎ、堅く君臣の禮を守り、長く父祖の名を紹ぎ群生に、廣治し、庶品に通該し、同じく憂惱を解いて共に塵籠を出でん。

(八) 願くは、惡臣邪臣、もしこの願を犯し、破るものは、その子孫に及ぶまで、必ず災禍に遇ひて、世に長く佛法なき處に生れん。

このうち、續日本紀には前の三をのせて「國司ら宜しく恒に檢校を加ふべし」と結んである。そして後の五の願文はのせてありませぬ、いまは類聚三代格にのせてあるところによつたものであります。この五の願文によつて、

聖武天皇の思召のほどがくわしく窺はれるのであります。

國分寺の結構

この詔勅と附記の條項によつて國分寺なるものの結構が窺知せられます。國分寺は天下の各國に設けられたものであります。國分寺には僧寺と尼寺とあつて、僧寺は金光明四天王護國之寺と名づけ、尼寺は法華滅罪之寺と名づけたのであります。この兩寺は國府を中心として、一里ほどの間隔をもつてつくられてあつたやうであります。

そして、七重の塔をつつたこと、金光明最勝王經と妙法蓮華經、十部づゝを寫して安置されたこと、天皇が親しく金字の金光明最勝王經を寫し給うて塔ごとに安置せしめられたことが想像されます。

寺領のことは後代に變化もあるが、當初には僧寺にも尼寺にも、水田十町を施されたことになつてゐる、尙ほ僧寺には僧二十人、尼寺には尼十人を住せしめて、兩寺ともに毎月八日には金光明最勝王經を轉讀せしめ、十五日には戒羯磨を誦せしめ、さらに六齋日（八日十四日十五日廿三日廿九日三十日）には公私の漁獵殺生を禁ぜられたのであります。

そして、その地域も一般の民家に近からず遠からざる適當なところをえらび、莊嚴に心をもちゐ、淨域をまもるやうに注意せられてありました。

金光明經の具現

かゝる國分寺を造營なされたのは、ひとへに護國安民の思召であらせられたのであります。詔勅にも示したまふとほり「年穀豊らず、疫癘頻りに

至る」ことをおなげきあらせられ、「廣く蒼生のために遍く景福を求めん」との御仁慈から、國分寺をまうけられたのであります。「冀ふ所は、聖法の盛んなる天地と與に永く流れ、擁護の恩は幽明に被りて恒に満たんことを」と仰せられてあります。まことに、かしこき聖旨たゞく感佩申上げるばかりであります。

かくて、災禍をはらひ景福を求めて、國を護り民を安ずるために、佛法を弘通して政化を全ふせんとせられたもので、すなはち政教一致の經綸をあらはし給ふのであります。

そして、これらは金光明經の護國思想によつて、これを具現されたものかと窺はれます。

この詔勅には「案ずるに經に云ふ、若し國土に講宣、讀誦、恭敬供養し、

此の經を流通せしむる王者あらば、我等四王常に來つて擁護し、一切の災障、皆消殄せしめ、憂愁疾疫亦除き差へしめん、願ふところ心を遂げ、恒に歡喜を生ぜんものなり」と仰せられたのは金光明最勝王經の卷三滅業障品の取意の文であります。これによれば、この妙經を讀誦して法供養をすれば四天王をはじめ護世の神々は攘災招福の靈驗を垂れたまふのである、これによつて國々に國分寺が創められて、護國の經典を書寫讀誦して神佛の加護を求め、その靈驗によつて國豊民安の治化を全ふせんと思召されたのであります。そこでこの國分寺を金光明四天王護國之寺と名けられたのであります。聖恩の宏大にましますことを仰がねばなりません。而して、各國に創められた國分寺は鎮護國家の靈場として布置せられたことを感佩いたさねばなりません。

聖武天皇

盧舍那佛鑄造の詔

朕、以薄德、忝承大位、志存兼濟、勤撫人物。雖率土之濱、已霑仁恕、而普天之下、未洽法恩。誠欲賴三寶之威靈、乾坤相泰、修萬代之福業、動植咸榮。粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那佛金銅像一軀。盡國銅而鎔象、削大山以構堂、廣及法界、爲朕知識、遂使同蒙利益、共致菩提。夫有天下之富者朕也。有天下之勢者朕也。以此富勢、造此尊像、事也。

易成、心也難至。但恐徒有勞人、無能感聖、或生誹謗、反墮罪辜。是故預知識者、懇發至誠、各招介福、宜每日三拜盧舍那佛、自當存念各造盧舍那佛也。如更有入情願持一枝草一把土、助造像者、恣聽之。國郡等司、莫因此事、侵擾百姓、強令收斂。布告遐邇、知朕意矣。

【奉讀】朕、薄德を以て、忝しく大位を承け、志兼濟に存し、勤めて人物を撫す。率土の濱、已に仁恕に霑ふと雖も、而も普天の下、未だ法恩に洽ねからず。誠に三寶の威靈に頼て、乾坤相泰かに、萬代の福業を修めて、動植咸に榮えんことを欲す。粵に天平十五年歲次癸未に次る十月十五日を以て、菩薩の大願を發して、盧舍那佛の金銅像一軀を造り奉る。

國銅を盡して象を鎔し、大山を削りて以て堂を構へ廣く法界に及ぼして朕が知識となす。遂に同じく利益を蒙りて、共に菩提を致さしめん。夫れ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。此の富と勢とを以て、此の尊像を造ること、事成り易くして、心至り難し。但だ恐らくは徒らに人を勞することありて、能く聖を感ずることなく、或は誹謗を生じて、反て罪辜に墮ちんことを。是の故に知識に預る者は、懇に至誠を發して、各介福を招かんには、宜しく日ごとに盧舍那佛を三たび拜み、自らまさに念を存して各盧舍那佛を造るべし。如し更に人一枝の草・一把の土を持ちて、像を助け造らんと情願する者あらば、恣に之を聽せ。國郡等の司、此の事に因りて、百姓を侵し擾して、強ひて收斂せしむること莫れ。遐邇に布き告げて、朕が意を知らしめよ。

【謹解】 朕、徳の薄い身でありながら、皇位を承け繼いだ。志すところは國民のすべてを平等に濟はんとすることであり、力をつくしてすべての人物を愛撫して治めたいとおもふ。國內は隅々まで天皇の仁恕に霑ふてゐるけれども、天下いたるところ悉く佛法の恩恵が行きとどいてゐるとはいへない。こゝにおいて、まごゝろこめて佛教の不思議な威力にたより、天下が泰平にをさまり、末ながく幸福にくらし、生きとし生けるものがのこらず榮えるやうにと欲ふのである。こゝに天平十五年癸未のとし、十月十五日を以つて菩薩の大きな志願をおこして、盧舍那佛の金銅像一軀を造りたてまつる。國にありだけの銅をさへげて佛像をつくり、山々の木材を伐り出して佛堂を構へ、この功德をひろく法界にわかつて、朕の知識となし、すべての人民と同じく利益をうけて、共に菩提をひらくやうにした

い。思ふに、天下の富をあつめて所有するものは朕であり、天下の勢をすべて占有するものも朕である。この富と勢をもつてすれば、この大きな盧舍那佛の尊像を鑄造することは容易であるが、さて佛を敬ふ心を磨きあげることは困難である。そのうへ、この事業が徒らに人民の勞力を費すだけで、尊い意味を感じ得ることなく、かへつてこの聖業をそしるものができる、謗法の罪に墮することになりはしないかといふことを切に恐れてゐる。それであるから、この大佛の勸進にかゝり合ふものは、まごゝろをこめてやつて欲しい、各自が大きな福を招かうとすれば、毎日三たび盧舍那佛を拜み、各自が念力こめて一人一人が自分で盧舍那佛の像を鑄造するこゝろがけにならねばならぬ。若し、人民のうち一枝の草、一握の土でも供養して、この尊像の鑄造をすこしでも援助したいとねがふものがある

ば、それをねがひのまゝに聽きとゞけよ。國郡を司どる役人たちが、これにかこつけて、百姓に無理を云つて生活をかきみだし、強制的に増税するやうなことがあつてはならぬ。遠近にもれなく布告して、朕の意のあるところをまちがひのないやうに知らして欲しい。

大金銅佛の鑄造

この詔は聖武天皇天平十五年十月十五日、近江國紫香樂の宮にまじりて金銅の盧舍那佛鑄造の大願をおこさせ給うたとき仰せ出だされたところでありまして、續日本紀卷十五に載せられてあります。

この詔のうち仰せられてあるとほり、聖武天皇が盧舍那佛の鑄造を御發願なされたのは、この天平十五年十月十五日であります。この御發願あ

らせらるゝ以前、即ち天平十二年に河内國大縣郡の知識寺に行幸あらせられ、その知識寺の本尊たる盧舍那佛を觀覽あらせられたのが最初の動機であらうと拜察されてあります。

さて、この御發願あらせ給ふや、都を山城國相樂郡の恭仁宮に遷され、さらに離宮を近江國甲賀郡の信香樂につくり、そこに造像の鴻業を行ふために行幸あらせられ、甲賀寺を創建なされました。これは天平十五年十月十九日のことであります。

そして、天平十六年十一月には像體骨柱を建つるまでに進捗し、天皇親臨したまうて御手づから繩を引かせたまひ、雅樂寮の伶人が樂を奏し、四大寺の衆僧が參集するといふ盛儀でありました。ところがこの甲賀の地は狹隘な山間であり、そのうへ地震や山火のうれひもあるので、天平十七年八月には

再び都を平城宮に復されました。従つて、この佛像も寧樂の東山において鑄造し給ふことになり、天平十九年九月、いよいよこの鴻業にとりかゝり天皇親しく御袖をもつて土を運びたまうて佛座に加へられ、諸人競うて土を運んで佛座を築き堅めたのでありました。それから三ヶ年に八度の改鑄を経て、天平二十一年十月二十四日に完成いたしました。完成された大佛の坐像は、御長五丈三尺五寸であり、面の長さは一丈六尺、その廣さは九尺五寸、目は三尺九寸、口は三尺七寸、胸の長さは一丈八尺、腹の長さは一丈三尺、臂の長さは一丈九尺、掌の長さは五尺六寸といふ巨大な尊像であります。なほ、蓮華銅座は、大小五十六瓣、高さ十尺、蓮座の下より佛像の頂までの高さは七丈一尺五寸に及ぶのであります。

まことに、偉大な佛像であらせられます。

黄金新出の祥瑞

この大佛の鑄造に關してはからず宸襟を惱まし奉たことは、佛像に鍍金すべき黄金が國中に求められなかつたことであります。これがためにいろいろ御苦心あそばされたことでありましたが、有難いことには陸奥國から黄金が献上せられました。すなはち天平二十一年二月二十二日に陸奥國守百濟王敬福が、その管内の小田の郡に黄金が産出したために、直にこれを朝廷に献上いたしました。これまで我國には未だ曾て黄金の産出がなく、この時始めてのことでありましたので、上下一般の驚きと喜びは並々ならぬものでありました。天皇の御満悦は喻ふるものなく、直ちに畿内七道の諸社に奉幣の儀を取行はせられました。そしてこれ偏に盧舍那佛の慈しみ福たまふとこ

ろであると感じあらせられ、四月一日には東大寺に行幸を仰出され、北面して盧舍那佛の像と對し給ひ、皇后、皇太子及び群臣、百寮列次の上、左大臣橋諸兄をして黄金産出の宣命を奏せしめ給ふのでありました。また年號を天平感寶とお改めになりました。これまた黄金産出の奇瑞を嘉し給ふものでありました。因に天寶六年七月、孝謙天皇の御即位によつて、さらに天平勝寶と改元せられたのであります。

天平勝寶四年三月十四日、この新出の黄金を以て、鍍飾を始め、遂に同じく四月九日に開眼供養が行はれるといふまでに完成した次第であります。

奈良七重七堂伽藍八重櫻、おもへば麗らかなる天平文化の春のたゞなかに、この盧舍那大佛を中心とする蓮華藏世界は、こゝに打建てられた次第であります。

蓮華藏世界の具現

この盧舍那佛は、華嚴經の結經たる梵網經の教主であります。毘盧遮那佛と盧舍那佛と釋迦牟尼佛とは法報應の三身に配せられるものであります。そのまゝ、一身に歸するのであります。いづれもみな十身圓滿の一大法身を表すものであります。

この梵網經には、盧舍那佛を中心とする蓮華藏世界が説かれてあります。いまその説相を窺ひますに、おほよそ三段に結構せられてあります。即ち、蓮台上的の盧舍那佛と千葉の大釋迦と一葉百億の小釋迦であります。先づ、第一は盧舍那佛が本佛として蓮台上に趺坐してゐられ、その所領の世界を蓮華藏世界と稱へるのであります。次にこの本佛の蓮台により千葉の蓮瓣が四方

に開けてその一葉毎に盧舍那佛がその分身影現し給ふ千葉にすべて一千の化身がゐらせられるので、これを千葉一千の大釋迦と述べ、その所領を大千世界と申すのであります。次にこの大釋迦が更に分身影現して一葉毎に百億の須彌山を中心とせる世界に於て、一々の化身が現れ給ふので、これを一葉百億の小釋迦と申すのであります。この小釋迦と申すのは、印度に現れ給ふ釋尊に當るものであります。語をかへて言へば、現身佛たる釋尊の自内證を展開して、これを組織的に組立てたものが蓮華藏世界であります。

この東大寺の盧舍那佛は、梵網經の趣旨を巧に表現せられてあります。即ち、台座・蓮瓣・盧舍那像の三重に組立てられ、その最下部には石造の台座を基礎としてあります。その台座の上に、大小の蓮瓣五十六葉より成る華座をしつらへて、その華座の上に盧舍那の尊像が跏趺坐し給ふことであります。

而して特に注意すべきは、その蓮瓣であります。この像はその後幾多の災難に遇うて修理せられました。蓮瓣の中には天平時代のそのまゝが残つてゐるのであります。その蓮瓣の一葉毎に、毛彫にて中央の上部に本經の教主の説法相たる海印三昧の坐像を畫いてある、これは大釋迦に擬せられるのであります。而してその上方には、眉間からの放光のうちに數多くの雲中化佛をゑがき更にその周圍には、對告衆として幾多の菩薩をめぐらし、尙その下部には二十五層の横線を劃してある。これは大千世界に擬するものであります。またその横線の間には無數の佛頭及び樓閣が點々としてゑがかれてある。而してその最下部にこれらを支へる須彌山の姿を幾つも並べてあります。二十五層の横線は二十五有の迷界を意味するものであり、その間の佛頭は小釋迦に擬し、その樓閣は一小世界に擬するものであります。かゝる毛彫りの

蓮瓣に跣座する毘盧舍那佛が蓮瓣に象徴せられたるすべての大釋迦、小釋迦及び夫々の世界を統括したまふ趣旨を象徴せるものであつて、すなはち、蓮華藏世界の具現に外ならぬ。

ちなみに思ふことは、この盧舍那佛像が、蓮華藏世界を象徴するに止まらず、更にこれを全國に展開して、萬國無比の日本に至高至純の淨佛國土を具現せんとする歴史的意志が動いてゐたことであります。即ち天武天皇の御代にまうけさせられた諸國の佛舎は一葉百億の小釋迦にあたるものであり、聖武天皇の御代に建てられた國分寺は千葉一千の大釋迦にあたるものでありまして、總國分寺としての權威をそなへた東大寺の盧舍那佛は國分寺の大釋迦、諸國佛舎の小釋迦を統理するものとして、自ら蓮華藏世界が全國的に結構せられたものとうかゞふことが出来るかと推考するのであります。もしこ

の推考が意味をもつものとするれば、奈良時代における政教一致の理念がまことに雄大にして莊嚴を極めたものであることを感歎せずにはをれないのであります。この詔に

誠に三寶の威靈に頼て、乾坤相泰かに、萬代の福業を修めて、動植咸に榮えんことを欲す。

と、仰せ出されたことを仰がねばなりません。盧舍那佛の威徳によつて、國土を莊嚴し萬民を安泰ならしめんと思召された大御心はまことにかしこき極みであります。

畏き御仁慈

前代に例のない大佛の鑄造でありましたので、「國銅を盡して象を鑄し、大

山を削りて以て堂を構へ」と仰せられた通り、國家的な大事業でありました。従つて天下を勸進あらせられ、すべての人民をしてこの聖業に参加せしめたまうた次第であります。而して、このすべての人民に参加を許させたまうたことはまことに深い大御心のあらはれであることを仰がねばなりません、即ち、すべての人民をして一人一人が盧舍那佛を造るの發願をなさしめ、一枝の草、一把の土を供養して佛像を成就せしめたまふことは「同じく利益を蒙りて、共に菩提を致さしめん。」との御仁慈であらせられました。従つてこれがために百姓の負擔を重からしめることのない様に思召されて、國司郡司などに「百姓を侵し擾して、強ひて收斂せしむること莫れ」と嚴格に御いしまえあらせられたことあります。

かくのごとく、この偉大な佛事がすべての國民の美しい宗教心を啓發する

やうに御念願あらせられ、更にこの佛事が我國に於ては新しい試みであるがために理解の足りない人々が誤解をして、謗法の罪を作ることのない様に慮らせ給ひ、更にこの佛事の尊い意味を見失うては折角の大工事も徒勞に終ることをおもんばからせたまうて、切々たる御誠めをたれさせられました。「事成り易くして、心至り難し」と仰せられ、未曾有の大金銅佛の鑄造に先だつて國民の金剛不壞の大信心を開發すべきことを御念願あらせられました。仰いで、有難き大御心を奉戴いたさねばなりません。

孝謙天皇

佛像佛殿を造り給ふ詔

頃者分遣使工、檢催諸國佛像。宜來年忌日必令造了。其佛殿兼使造備。如有佛像竝殿已造畢者、亦造塔令會忌日。夫佛法者、以慈爲先。不須因此辛苦百姓。國司竝使工等、若有稱朕意者、特加褒賞。

【奉讀】頃者使工を分遣して、諸國の佛像を檢催せしむ。宜しく來年の忌

日に、必ず造了らしむべし。其の佛殿も兼ねて造り備へしむ。如し佛殿竝に殿の已に造り畢ること有らば、亦塔を造つて忌日に會せしめよ。夫れ佛法は、慈を以て先となす。此に因つて百姓を辛苦すべからず。國司竝に使工等、若し朕が意に稱ことあらば、特に褒賞を加へん。

【謹解】朕は、近く佛工及び寺院の建築工を各地に派遣して諸國の佛像をしらべることにした。これは來年聖武天皇の御忌日までに必ずそれ等を完成させたいと思ふからである。たゞ佛像を完成するだけでなく、その佛像をまつる佛殿もともに完備させたいと思ふのである。もし、佛殿も佛殿もすでに造作し終つてあるところには更にまた塔を作つて御忌日に間に合ふ様に完備する様にいたしてほしい。それ佛法は慈悲を以て第一と教へられ

である。この故に新たに佛像佛殿を造營する場合にも、人民を苦しめる様なことがあつてはならない。國司及び佛工、建築工などが、朕の意にかなふ様に善處してくれるならば、特別に褒賞を與へるであらう。

聖武天皇の御供養

この詔は天平勝寶八年六月十日に下し給うたところでありまして、續日本紀卷十九に載せられてあります。

聖武天皇は天平勝寶八年五月三日に崩御あらせられたので、その御供養のために諸國に佛像佛殿を造り備へるやうに仰出された次第であると窺はれます。宜しく來年の忌日に必ず造了らしむべしと仰せられてありますが、來年の忌日と仰せられたのは、聖武天皇の御忌日を意味するものであります。

この佛像及び佛殿の完成に當つて、使工即ち佛工及び建築工を諸國に御派遣あらせられて、その完成を國家的に促進せしめられたことで、これがために、佛教はうるはしく興隆した次第でありまして、深く感佩いたさねばなりません。

以 慈 爲 先

殊に有難く感佩いたされるのは、夫れ佛法は慈を以て先と爲すの仰せであります。これは新たに佛像を造り、新たに佛殿を營むに當つて國民の負擔を重からしめてこれを苦しめることがあつてはならないといふ有難い思召から仰せ出されたことでありますが、こゝに御仁慈に充ち給へる大御心を仰いで感激せずにはれないのであります。

これ全く大慈大悲の佛心を御體現あせられた至尊の御姿であらせられま
 す。まことに、佛敎は慈悲第一の敎であります。佛敎の根本的な實踐法とし
 て六度の行法が規定せられてあります。即ち布施、持戒、忍辱、精進、禪定、
 智慧と列擧されてありますが、その首位に掲げられた布施の行は、即ち慈悲
 の具現であります。この六度の行法を積んだ佛は、慈悲の光を放つて徧く法
 界を照らし給ふのであります。そこで佛心とは大慈悲是なりと讃嘆せられる
 のであります。この慈悲の敎によつてわが國民の心が柔順に磨かれ培はれ、
 やがては一輪の花にも慈をもち、小さな生命をもあたゝかく育てる風格が
 具はるやうになつたことであります。

この 詔に掲げ給うた以慈爲先と仰せられた標擧は、單に當時の役人を諭
 し給うた御いしめに止まらず、廣く國民を御敎化あらせられる御垂訓とし

て頂戴いたさねばなりませぬ。

稱徳天皇

天下太平を祈らしめ給ふ勅

畿内七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺、行吉祥天悔過之法。因此功德、天下太平、風雨順時、五穀成熟、兆民快樂、十方有情、同霑此福。

【奉讀】 畿内、七道の諸國、一七日の間、各々國分金光明寺に於て、吉祥天悔過の法を行へ。此の功德に因つて、天下太平に、風雨時に順ひて、五

穀成熟し、兆民快樂にして、十方の有情、同じく此の福に霑はむ。

【謹解】 畿内、七道の國々は、七日の間それぞれ國分寺すなはち金光明四天王護國之寺に於て、吉祥天悔過の行法をとり行へよ。この悔過行法の功德によつて、天下太平となり、風雨も順調に、五穀がゆたかに實り、すべての人民がたのしく生活がされる様になつて、すべての人々が幸福なめぐみを蒙るやうにいたしたい。

種々の瑞祥

天平寶字八年十月九日、淳仁天皇御退位あらせられ、そのとき太上天皇にましました孝謙天皇重祚あらせられ、稱徳天皇と申し上げ奉るのであり

ます。天平神護三年八月八日に慶雲が虚空に現れたことをきこしめされ、六百の衆僧を西宮の寢殿に召して、齋を設けたまひ、その十八日に神護景雲元年と改元のことを仰せ出されました、こゝにかゝげ奉つた勅は、改元前、正月八日に全國の國分寺に天下太平の祈請のため、吉祥天悔過の修法を命じて下し給うたところであります。續日本紀卷第二十八におさめられてあります。

尙、これより先、天平神護二年十月廿日に法華寺のかたはらにある隅寺の毘沙門像から現れた舍利を安置して百官主典以上のものに禮拜せしめたまひ、十月廿一日には佛舍利感得の勅を仰せ出されたのでありました。當時は、佛教が興隆いたしましたして、種々の祥瑞も感得せられた次第であります。依つて、全國の國分寺に命じて、鎮護國家の祈請を行はしめたまうたこと

であります。日本佛教はこの機運を迎へていよいよ護國の使命に精進いたしましたのであります。

吉祥悔過の修法

この勅に命ぜられた、吉祥天悔過の法と申しますのは、金光明經の大吉祥天女品に依つて行はれる修法であります。吉祥天女は過去に瑠璃金山寶花光照吉祥功德海如來の所にありて修行し、その威神力を受くることによつて、種々の福德を興ふる天女である。多聞天王の有財城の邊にある妙華福光園の七寶の宮殿に住し、金光明經を信奉する人々に財物を興へ福利を増進し、その生活を安定せしむるのである。依つてこの天女を供養し勸請すればその福德さわりなしと説いてある。この吉祥天を本尊として罪過を懺悔

する法要を吉祥天悔過の修法と稱するのであります。

この吉祥悔過の行法を修せられた権輿は、この勅であります。爾來水旱疫癘など種々の災難がおこるごとに、この修法がしきりに行はれたことあります。薬師寺にある國寶の吉祥天像は我國最古のものであつて、薬師寺の吉祥悔過の本尊として勸請せられたものと傳へられてあります。

これを要するに、護國經典たる金光明經の實踐的行事の一つがこの吉祥天悔過法でありまして、これによつて國豊かに民安らかなる太平の御代をたへることになつたのであります。はじめてこの修法を命じ給うたこの勅はまことにかしこき極みであります。

附 録

目次

比叡を仰ぎつゝ……………	二	めぐみを頂戴する……………	二四
冥加の詠歌……………	四	儉素な生計……………	二六
光明曼荼羅……………	五	廢物はない……………	二八
顯加と冥加……………	六	佛法領のもの……………	二九
冥加第一の生き方……………	九	嚴父の慈訓……………	三一
冥加をおもへ……………	一〇	佛物の扱ひ方……………	三三
合掌していたゞく……………	一三	如實に活かせ……………	三六
白毫のめぐみ……………	一四	私物はどこにもない……………	三八
人のくはぬもの……………	一五	素直にいたゞけ……………	四〇
御恩にてあるぞ……………	一七	佛物のお取次……………	四二
一杓の水もめぐみ……………	一九	全分の領納……………	四四
御手洗の水……………	二一	尊いものを保つ……………	四六
佛物をいたゞく……………	二二		

冥加の生活

梅原眞隆述

比叡を仰ぎつゝ

比叡の山は日本の佛教文化を織出した學山であります、この學山において日本佛教を啓いた聖賢の殆どすべてが養育されたことでもあります。われらの祖師聖人も、久しくこの山に堂僧をつとめて修行なされたことでありました。山紫水明の風光。これをあこがれて京洛に住みこんでゐるすべての人々は比叡を中核とする山々と、加茂の流れにおのづから親しきをもつことでもあります、殊に佛教を學び眞宗の流れをくむ私たちにとつては深い親しみを感ずるのであります。

親鸞聖人は三國の七高僧の釋義をうけついで、本願の大道を顯示なされたことでありまして、これは一般の學徒の肯認するところでありましたが、さら

に注意すべきことは、和國の聖徳太子を敬ひ、山家の傳教大師を慕うて、護國の正法としての念佛を開顯せられ、日本佛教としての性格をみがきいだされたことでもあります。

比叡の山を下つた親鸞聖人によつて、比叡の山を開かれた傳教大師の使命が完遂せられたことは、深く味ふべきことであります。この點において私は傳教大師と親鸞聖人の生命の道交について深く學ぶべきことに氣づいた一人でありまして、眞眞學苑を創設するとき、比叡の山の仰げる洛北の地をえらんだのも、かうしたことがひとつの心持でありました。

學苑の研究館の露臺にのぼつて比叡の山を仰ぐとき、まづこの山をひらかれた傳教大師をしのび、いろ／＼のことが感得せられます。いま、そのひとつとして「冥加」といふことを、ありがたく味ふのであります。

冥加の詠歌

新古今和歌集の釋教部に、傳教大師のお歌がのせてあります。

阿耨多羅三藐三菩提の佛たち

わが立つ所に冥加あらせ給へ

これは、傳教大師がこの比叡の山をひらかれたとき、佛力の加護を念ぜられた歌で、まことに切實な氣持をつたへる調をあらはしてをります。この歌にあらはれた「冥加」の文字はいつしか、すべての人々の口に膾炙して、わが國語としてこなされ、深い宗教的感味をもつ言葉になつたのであります。冥加といふ言葉は、目に見えぬ佛の加護を意味するのでありまして、極めて宗教的な感觸をもつ言葉であります。

光明曼荼羅

親鸞聖人の信心の生活には、おもむき深くこの冥加の感觸が織りこまれてあります。教行信證の信の卷には現生十種の利益が讃嘆せられてあります。金剛の真心を獲得するものは、横に五趣八難の道を超え、必ず現生に十種の益を獲。何者か十とする。一には冥衆護持の益、二には至徳具足の益、三には轉惡成善の益、四には諸佛護念の益、五には諸佛稱讚の益、六には心光常護の益、七には心多歡喜の益、八には知恩報徳の益、九には常行大悲の益、十には正定聚に入るの益なり。

この十種の益は内に廻向せられた名號と、外から攝取せられる光明によつて救はるゝ功德利益を展開せられたものであります。このうち、第一の冥衆

護持の益は、今云ふところの冥加の感觸に外ならないことを注意しなくてはなりませぬ。さうしてこの冥衆護持の益には、諸佛の護念と稱讃が裏づけられ、更に、これらはすべて阿彌陀佛の心光常護に統括せられるのであります。それ故に、信心の行者は有難い光明曼荼羅の内にまもられ、活かされてあることに氣づかねばなりません。この意味に於てわが親鸞聖人は最も大きな冥加の全貌を感得せられた次第であります。

顯加と冥加

凡そ、宗教の信心といふことは、すぐれた智慧によつて眼ざめた心持をいふのであります。この信心の智慧はまづこれまで氣づかなかつた佛の加護を感じそめるのであります。

佛の加護のうち、われらにも顯露に感得せられるものもあり、またわれらの感得することのできないものもあります。前者を「顯加」といひ、後者を「冥加」と申すのであります。

さて佛の加護はたうてい、さしやかなわれら凡夫の尺度や、粗雑なわれら凡夫の感觸によつて、測り知ることのできないものであります。佛の加護はわれらの感觸以上のものであるから、冥加とたゞへたことは適しい言ひあらはし方であるとおもひます。

かうして冥加といふ感じ方には、われらの測り知ることのできない大きな加護のうちに生かされてあるといふ氣持と、さらに、われらの感知すると否とに關係なく佛は加護してくださるといふ深い信頼の感觸がふかめられ、さらにわれらは佛を忘れてしまつても、佛に逆つても、佛は冥々のうちにいつ

もわれらを加護したまふといふお任せしきる歸依のこゝろが強くもつてを
ります。

そして、そこに、おのづから度しみふかいたしなみがあらはれて、「冥加に
あまる」と感激し、「冥加につきる」と自戒し、冥加にかなうて、正しくうる
はしく生きるやうに心がけることになるのであります。

昔から、この冥加といふことが、日本人の一般の言葉と消化されて、すべ
ての人々に、力を與へ、光を與へ、つゝしみを與へたことか、はかり知るこ
ともできませぬ。

これからの生活とりわけて臨戦體制の下に營む生活には、いよ／＼、この
冥加といふ言葉がすべての人々の口にくりかへされ、すべての人々の心持に
光つてくることを念じてやみませぬ。

冥加第一の生き方

この冥加といふ言葉が民衆の日常語として滲み込んだのは、蓮如上人の教
化によることとあります。

蓮如上人は、つねにこの冥加といふことを口癖のやうに仰せられました。
上人の生活感の中軸のひとつはこの冥加といふことでありました、試みに上
人の言行録をひもといてみますと、あらゆるところに冥加といふお言葉が
りばめられてあります。

一領の衣をつけるにも冥加を感じ、一椀の飯をいたゞくにも冥加をた
へ、一口の水をのむにも、一枚の紙を使ふにも、冥加をくりかへされました。
蓮如上人の御時には、第一冥加のかたを本と被仰事にて候

と「本願寺作法之次第」に宿老衆の物語をのせてあります。そして、上人の御家庭の家風が冥加第一、冥加本位であつたことを、くわしく具體的にしるしてあります。

その御流をくむわれらは、この冥加第一の家風をまもり、冥加本位の生活をつづけたいものであります。こゝに、豊かな生活、ありがたい生き方がおのづから賦與されることであります。

いま蓮如上人の生活、その周囲の方々の生活に美しく光つてゐた冥加の實感の記録を抄録して、われわれの修道の手鑑といたしたく存じます。

冥加をおもへ

朝夕は如來聖人の御用にて候間、冥加のかたを深く存ずべき由おりく

前々住上人仰られ候

朝から夕まで、お茶をいたゞくも御飯をいたゞくも衣食住のすべては、如來さまや御開山聖人のお受けあらせられる御用物の餘徳をいたゞくのであるから、冥加といふことを深く心にきざみつけなくてはならぬと、しばしば前々住すなはち蓮如上人がまうされた。

「冥加」といふことはさきにのべたとほり「顯加」といふことに對する言葉であつて、「眼に見えぬ加護」をいふのであります。われらの氣のつくことは、ほんの僅にすぎないのである。われらの氣のつかないうちに、いつもまもられてあるのであります。冥加といふことをおもふとき、天地にみちみち

てゐる愛護を、しみじみと感佩せずに居れないのであります。

この教訓は寺門にくらしてゐるものに示されたものであります。寺門にさへげられるすべての「物」は悉く如來聖人の御用物である、如來聖人のおはたらきによつて自然にさへげられ供養されたものであつて、われ／＼の「私物」といふものはひとつもないのである。ところが、如來聖人に御給仕を申し上げるおかげで、數ならぬ身にも、不足のないやうに如來聖人の御用物をおあたへくださるのであるから、冥加をおもつて敬虔にいたゞかなくてはならないと仰せられたのであります。

けれども、これは必ずしも寺門にくらすものだけに局るわけのものでない況く一般の人々が心がけなくてはならぬことであります。

冥加をおもふといふことは、眼ざめた宗教的感觸でありまして、冥加のあ

りがたさはいふまでもなく、冥加を深く存知するやうに培うてくださる御躰けをありがたく感佩いたさねばなりません。

合掌していただく

御膳まいり候ときには、御合掌ありて、如來聖人の御用にて着喰よと仰られ候

これは蓮如上人の平生を描いた記録であります。

上人が御膳を召しあがるとき、うやく／＼しく御合掌なさつて、着るも喰ふも、みな佛祖のおかけであると申されました。

髣髴として床しい敬虔な御容姿が思ひ浮べられます。

佛はたゞ御内佛だけにゐらせられるのでない、佛のめぐみは一領の衣にも一椀の飯にも惜みなく賦與せられてあるのであります。このあらゆるめぐみを素直に、いたゞく姿は合掌であります。

御膳をいたゞくとき合掌するところに、いつしか、敬虔な生活がひらけて行くことであります。

白毫のめぐみ

蓮如上人、物をきこしめすにも如来聖人の御恩を御わすれなしと仰られ候、一口きこしめしても思召出され候由、仰られ候と云々

×

蓮如上人は食物をおあがりになるにつけても、佛祖の御恩を忘れることはいないと仰せられ、一口の御飯をいたゞかれるにも御恩のほどを感じると申されたといふことであります。

×

これは前項と同じ風情を描いたものであります、白毫のめぐみに生かされ御恩づくめの生活を感觸された上人の床しいお心持がうるはしくあらはれてをります。

人のくはぬもの

御膳を御覽じ候ても、人のくわぬ飯をくうべき事よと思召候由仰られ候。物をすぐにきこしめすことなし、たゞ御恩のたうときことをのみ

思召候と仰候と云々

御膳へ向はせられたとき、人の食はぬ結構な御飯をいたゞくとはありがたいことであると感謝せられた。そして御膳に向はれたとき直に御箸をとつて召上るやうなことはない。まづ佛祖の御恩の尊いことを感ずると申されたのであります。

「人のくはぬ飯」とあるは上人が常人に異なるやうな特別の御食事をなされたといふのではない、世間並の御食事であるが、佛祖のめぐみの結晶と思召したので、世間並でない結構な御飯であると頂戴されたのであります。

御恩にてあるぞ

御前に上々様皆々御座の夜言く、あらおそろしや、世間に物をくわず、さむきものおほきに、くひたきまゝに、きたきまゝにさふらふ事、聖人の御恩にてあるぞとよ、この御恩をおろそかに思ひ申事、あさましきこと也と、くれぐれ仰ありけり。

蓮如上人の御面前に、御家族方をはじめ一門の方々が居並んでおられるとき、上人は申されました。

あらおそろしや、世のなかには喰ふものも喰はず、着るものも着ずに、寒さにふるえてゐるあはれな人たちも少くないのである。しかるに私達は喰ひ

ただけ喰ひ、着ただけ着て、思ふ存分にくらしてゐることは、全く御開山聖人の御恩によるものである、この御恩をおろそかに思ふことがあつては浅間しいことであると、くりかへしくりかへし念を入れてまうされたことである。

×

窮乏の生活をなされた上人のことであるから、世間には、せつせと働いてをりながら御飯の喰へない貧乏な人々のあることをも思ひ浮べられて、三度の御飯をいたゞくことの、大きな御恩を感佩なされたのであるとも、うかゞはれます。

毎日、三度の御飯をいたゞくことをわれ／＼は「あたりまへ」のことにやうに慣れてしまつてをります。多くの人々が「あたりまへ」とおもつてゐる

ことを「ありがたい」と感じられたところに、上人の敏感さがうかゞはれます。

一杓の水もめぐみ

或人申され候と云々。われは井の水をのむも佛法の御用なれば、水の一口も如来聖人の御用と存候由、申され候。

×

これは或人の述懐されたことの抄録である。

「私は井戸の水を汲んで飲むことのできるのも、佛法の御かけであることが知られ、一口の水を飲むのも佛祖の御かけであるとおもはれる」とのべられました。

これを述懐された方の誰人であるかはつきりわからないが、恐らくは蓮如上人の慈育を蒙つたお弟子の一人であると察せられます。とにかく床しい人物であつたとおもはれます。

井戸を掘るには相當な費用を要し、また人力を要する。これらはみな佛祖へ供養されたもので支辨するのであるから、井戸に湧く一杓の水も佛祖の御用である、佛祖のおかげであると感佩されたのであります。

佛道を修行する人々は、一滴の水をも粗末にしない風格が養はれてきた。殊になにもかもめぐみであると眼のさめた眞宗の行人のまへには、どんな「ちひさな」ものにも、尊いめぐみの光がかゞやくのであります。

御手洗の水

蓮如は、いかなる極寒にも、御手水には水を御つかひ候。湯をまゐらせ候も、無冥加の由被仰候き。あまり極寒の折節湯を少、御手水の中へ各かなしがりて入られたると候。

蓮如上人はどんな極寒の冬の朝でも御洗面をなさるときは冷水を御つかひになりました。

近侍のものがあたゝかいやうにと氣をきかして湯をさしあげると、それ冥加を無にすることになるぞと申されました。

あまりひどい極寒のときは、近侍のものが、冷水ではおいたはしいと悲歎

して、お氣づきにならないやうに御手水の冷水のなかへ湯を少々まぜるやうにしたといふことである。こんなにするほど、上人の御生活はひきしまつたものであつたのであります。

×

信心の慧眼は、すべてのものにめぐみを見る、御恩を知る、冥加を感ずる。冥加を無視する生活ほど驕慢なものはない、また、これほど危いことはありませぬ。

佛物をいたゞく

衣装等にいたるまで、わが物と思ひ踏たくくること、あさましきことなり。悉く聖人の御用佛物にて候間、前々住上人はめしものなど、御足

にあたり候へば、御いたゞき候由うけたまはりおよび候。

×

衣装その他身廻のものに至るまで、すべてを「わが物」とおもつて踏まうがよござうが差支はないとかんがへることは、あさましいことである。

何もかも、みんな聖人の御かけである、佛物であるから、蓮如上人は御召物など、おぼえず御足にあたるやうなことがあると、疎忽をあやまつて、いたゞかれたといふことをきいてをります。

×

これは實悟老師の記録されたところであつて、蓮如上人の床しい風格が御家庭にかたりつたへられたのであります。

自分のものとして使用してゐるものは、世間並にいふと「わが物」である

「私物」である。けれどもさらに深く見直すとその「私物」がそのまゝ「佛物」である。「佛物」が「私物」として與へられたものである。與へられたもの佛物であることに氣づけば一層大切に取扱はねばなりません。蓮如上人が自分の御衣装が足にあたつても、おどろいて、その疎忽をわびたまうたことは、まことに床しいかざりであります。

めぐみを頂戴する

あたらしき御衣装を蓮如上人はめし候ては、御堂へ、聖人の御前へ御まゐり候て、めし物を被引出、御用にて御着候と御申候體にて候つると宿老衆物語候。これも兄弟中各に被仰聞、如此存知候へと被思食たる事にて候とみえ申候との被仰聞儀候、各物語候し。

×

これも實悟尊老の抄録なされたものである。

蓮如上人は御衣装を新調して、はじめて御召なさるときは御堂へ參詣なされ、御開山聖人のみすがたのまへにひざまづいて、その御衣装をおそなへになつて、「御かげで着用いたします」と御禮を言上なされる様子であつた。そして上人の御子達にもこの通りにするやう心懸けよと申された次第であると、年寄の重役たちは物語るのであつた。

×

まことに敬虔な風格であり、行届いた躰方であります。めぐまれて生きるものは、如實にめぐみを頂戴する用意を忘れてはならないのであります。

儉素な生計

前々住上人仰られ候。家を作るとも、つふりだにぬれずは、何ともかともつくるべし。萬事過分なることを御きらひ候。衣装等にいたるまでも、よきものきんと思はあさましき事なり。冥加を存じ、たゞ佛法を心にかけよと仰られ候しと云々。

X

蓮如上人が申されました、家屋をたてるにも、頭が濡れさへせねばよい、體裁などはどうでもよいから、雨露をしのぐやうに建てたらよい。何事につけても、分限に過ぎたことは御嫌ひであらせられた。衣装などに

しても佳いきものを着飾らうと思ふは淺間しいことである。

冥加をおもひ、たゞ佛法の繁昌するやうに心懸けよと申されました。

X

めぐみは大切にしなければならぬ。めぐみに生かされるものは、できうるだけ儉約して生計をたてなくてはならぬ。

分限をはづれることは一般の心がけにおいても、戒むべきことであるが、殊に御冥加に養はるゝものは、過分なことはさけるやうに深く自肅自戒しなくてはならないのであります。

そして、萬人のなやみぬく衣食のことも心配のないやうに冥加あらせらるることをおもへば、その報謝として佛法興隆のために全力をさへげて奉仕しなくてはならないのであります。生計難をきりひらくための努力を、佛法の

ためにさしげることが、白毫の恩賚に生かされるもの、任務であります。
尊い加護はわれらを怠ものにするためでない、尊い天職にいそしめしむる
ために冥加あらせられるのであります。

廢物は無い

又、番匠など仕候時も、いさゝかなる木のきれはしをとりをかせ大
切にするは佛法のものとおもふゆへなり。この心すなはち冥加に叶ひたる
といふなりと、くれぐれ御定なり。

×

大工がその作事場でほんのちひさな木の片端でも、粗末にせず、大切に
するのは佛物とおもふからのことである。

かうした心根がそのまゝ冥加に叶ふものであると、呉々申されました。

×

どんなものでも廢物でない、深い知と愛とを以て見なほしたら、どんなも
のでも値打がある、それを活かして使ふことが大切であります。

とりわけて、すべてものは佛物である、最後まで大切に活用することが、
せめてもの報謝であります。

佛法領のもの

蓮如上人御廊架を御通候て、紙切のおちて候つるを御覽せられ、佛法
領の物をあだにするかやと仰られ、兩の御手にて御いたゞき候と云々。
惣じて紙のきれなんどのやうなる物をも御用と佛物と思召候へば、あだ

に御沙汰なく候し由、前住上人御物語候き。

×

蓮如上人が御廊下をおとほりになつて、紙切の落ちてゐるのを御覽になり佛からいたゞいた物を無駄にするのか、御勿體ないと、丁寧ていねいに両手りょうてにいたゞかれたといふことであります。

何事なにごとによらず、紙切のやうな片々たるものでも、佛祖の御かけである、佛物であると思召されたので、どんなものでも粗末そまつになさるなかつたさうであると、實如上人が御物語になりました。

×

廊下ろうかに落ちてゐる紙切を、うやくしく頂たかいてゐられる蓮如上人、尊たうといかざりである。われらはこれを學まなばねばなりません。

「佛法領」といふは「佛から拜領したもの」といふことである。拜領物はいたゞきあげねばなりません。

嚴父の慈訓

上様、御うしろに腫物はれものいでき候まふらふに、三位殿、そのうみをのごひたまへと仰おほせの時、杉原をおしたゞみ、すでにのごはせたまはんとの時仰おほせに、わが身はその紙をば、いづくよりいできたと心得こころえて、さやうにじゆんたくにするぞやと、そのとき杉原を三つにさき切きりてのごはせたまひ候まふらふ時、かやうにいふときはかり也、かけが本もとにてあるなり、かまへて佛法の冥加みやがをよくくおもへとのたまへり。

×

蓮如上人の御背に腫物ができたときのこと、三位殿すなはち上人の第六子の蓮淳公に、「腫物の膿を拭ひたまへ」とたのまれた、そのとき三位殿は杉原紙をちひさく折疊んで、まさに膿を拭ひとらうとせられたとき、上人は、「そなたはその杉原紙がどこから到来したものとおもうてそんなに潤澤に、澤山さうに使ふのか」とお叱りになつた。叱られて氣づいた三位殿は一枚の杉原紙を三つに切つて、ちひさくして膿を拭ひとられた。それを御覽になつてゐた上人は言葉をつゞけて、「かやうに云うてきかせるときだけ氣をつけるが、こちらの眼のとゞかぬところでは、物を粗末にする。しかし、人の見てゐないところ陰でやるのが生活の根本であるから、十分に氣をつけて佛法の冥加といふことを、よく感佩して日暮しをしなさいよ」とさとされました。

×

慈訓切々として、肺腑にせまるものがある。上人は慈愛ぶかい父であらせられました。

一枚の紙も粗末になさらない敬虔なころには、おのづから頭がさがる。そして「かげが本にてあるなり」といふ訓言は實に味ひのふかいものである。人の見てゐないところをつゝしむことが大切である。舞臺よりも樂屋が大切である、名優は樂屋を舞臺とおもうてゐるといふが、全くそのとほりである。殊に、冥加に生かされるものは人は見てゐなくとも、佛の照覽したまはぬところがないのであるから、いよく「かげの生活」をひとり慎まなくてはなりませぬ。

佛物の扱ひ方

蓮如の御時は、毎夜座敷中のともし火、燈心を二すぢならではかきたてられず、あかりの御用の時はいくすぢもかきたてらる。長者は三筋かきたつるぞと仰候て、二筋より多はたてられず。佛前のも當時のやうにふとくは御入なく候つると皆々申候。冥加をおぼしめされたるによりたる事也。佛前にはあかく御入候はではとて、卅すぢ四十筋たてられ候間、あかく御入候。そのけふりのふすぼりにより上段はやく黒く成候事にて候。

蓮如上人の御代には、毎夜、お座敷の行燈には燈心を二筋かきたてるおきてであつた。尤も、明りの必要のおありなるときは三筋も四筋もかきたえられることもあるが、平素は二筋よりおほくともされなかつた。長者は三筋

かきたてるといふから、われ／＼風情は二筋でよろしいとまうされた、これは冥加といふことを思召して儉素にきりつめられたのであります。

そこで、近侍のものは「佛前にさゝげる燈明も、以前のやうにたくさん燈心を太くかきたてる必要はない」と申上げたところが、上人はこれを許されなかつた。「佛前の燈明は明るくなくてはどうするぞ」とまうされて、燈心を三十筋も四十筋もかきたてられたので、實にあかるいことであつた。そのため、燈明のけむりに厨子の上段までくすぶつて黒くなつた位であつた。

儉約と吝嗇とは形が似てゐるが、實はすつかり中味がちがつてゐる。儉約は必要のないことに使はないこと、吝嗇は必要なことにも使はないことである。そして必要のないことに使はない無駄をしないといふ儉約は必要のある

ときに惜みなく使ふためである。冥加に生きるものは、佛物を活かさねばならぬ、物を殺して使はないことは、そのまゝ物を活かして使ふことである。

この佛物の取扱ひ方、物の活殺を心がけなくてはなりません。

これについては、上人の手法が行きとゞいた典型であります、うつくしい手本であります。

如實に活かせ

世間へつかふことは、佛物を徒にする事よと、おそろしく思へし。さりながら佛法の方へいかほどのものを入れてもあかぬ道理なり。それはまた報謝にもなるべしと云々。

×

僧分が寺門の財物を世間のことに投ずることは佛物を無駄にすることである。怖ろしいことである。けれども、佛法典隆のためにはどんなに澤山の財物を投じて、これで十分であるといふことはない。而して、これがまた御恩報謝になるであらうとまうされました。

×

これも前項とひとしく、佛物の活殺といふことについて注意なされた訓言であります。

蓮華面經には濫りに三寶の財物を使うて活計をたてるものは、地獄におちると説かれてある。「おそろしく思ふべし」とはこの旨趣をのべられたものでありませう。

佛物は佛の思召のまゝに使ふべきである。これが如實な活用である。佛

物を如實に活用することは白毫の恩資にむくひるみちであります。

「私物」はどこにもない

兼縁、堺にて蓮如上人御存生の時、背摺布を買得ありければ、蓮如上人仰られ候、かやうの物は我方にもあるものを、無用の買ごとよと仰られ候。兼縁自物にてとり申たると答御申候ところ仰られ候。それは我物かと仰られ候。ことごとく佛物、如來聖人の御用にもるゝことはあるまじく候と仰られ候。

X

兼縁といふは蓮如上人の第七男、蓮悟公のことである。堺の御坊においてのこと、上人がまだ御存命のときのことである。兼縁公

が背摺布（表に筋のある文布のことか）を買求められたところが、上人は、「その布が欲しければ、こちらにもあつたのに無駄つかひをしたものである」とまうされた。

兼縁公は「私のもつてゐた錢で買ったのであります」とお答なされたところが、上人は「その錢は果して自分のものか、何もかも佛物である、佛祖の御かけでいたゞいたもの以外に何もないではないか」とお叱りなされた。

X

「私有物」といふ常識的な見方をひきさいて「佛法領」、「御用物」と見直されたのが、上人の慧眼でありました。

そして、「自分のもの」とおもつて掴んでゐるものが、もういちど落つて視つめると「めぐまれたもの」であることがわかります。

素直にいたゞけ

蓮如上人、兼縁に物を下され候を、冥加なきと固辭さふらひければ仰られ候、つかはされ候物をはたゞとりて信をよくとれ、信なくば冥加なきとて佛物を受ぬやうなれども、それは曲もなきことなり。わがするとおもふかとよ。みな御用なり。何事か御用にもるゝことや候べきと仰られ候。

蓮如上人が兼縁公に衣服か何か進ぜられたところが、兼縁公は冥加をいたゞく身分ではないといつて固く辭退なされたとき、上人はまうされた。こちらから遣はす物は、素直に受取つて、物と共に信心をいたゞくがよ

い。信心なくては冥加をいたゞく資格はないとて佛物を受けとられないといふ氣持であらうが、それは曲もないこと、風情のないことである。

また、この父がそなたへ遣はすとおもふか、父がつかはすのでない、佛からくださるのである。何ひとつとして佛祖の御用物でないものはないとまうされました。

めぐみは貪るべきものでもなく、また拒むべきものでもない。たゞ素直に領納すべきである。兼縁公の佛物を貪りたまはぬ姿はうつくしいが、それが拒むかたちになつたので、上人は素直にいたゞくやうに、諭されたのであります。

「つかはされ候物をたゞとりて信をよくとれ」といふお言葉は味ふべきで

ある。めぐまれた物をいたゞいて、その物にこもる心を總ぐるみにいたゞくことが大切であります。

佛物には佛心がこもつてゐる、佛物をいたゞくと共に、そこにこもる佛心をいたゞけば信心になる次第であつてまことにありがたい趣致であります。

佛物のお取次

前々住上人は御門徒の進上の物をは御衣の下にて御おがみ候。又、佛物と思召候へば、御自身のめし物等までも、御足などにあたり候へば、御いたゞき候。御門徒の進上の物、すなはち聖人よりの御あたへと思召候と仰られしと云々。

×

蓮如上人は御門徒の進上物をうけとるとき、表面に見えないやうに御衣の下で拜されました。

すべてを佛物と思召されたので御自分のお召物などもふと足にあたるやうなことがあると、いたゞかれた。かうした上人であつたから、御門徒の進上する物は、とりもなほさず御開山聖人から授與くださるものと思召して、御衣の下で拜まれたのであります。

×

人から貰ふまゝが佛からいたゞくのであります。

御門徒の懇志をたゞ御門徒の心持だけと認めず、その懇志のものの奥にこもつてゐる佛のめぐみを拜領された上人はうつくしく眼ざめきつたお方であらせられました。

全分の領納

蓮如上人仰られ候。御門徒衆のはじめて物をまゐらせ候を他宗に出し候儀、あしく候。一度も二度も受用せしめ候て出し候てしかるべき由、仰られ候是如の子細は存じもよらぬ事にて候。いよ／＼佛法の御用御恩をおろそかに存すべきことにてはなく候。驚入候との義に候。

×

蓮如上人がまうされました。

御門徒衆がまごゝろこめてわざ／＼進上してくれたものを、すぐに他宗へおくりものに遣はすことはよろしくない。御門徒衆の懇志である、一度も二

度も、自分で受用してから、他宗へ遣はしてよいものは遣はしてもよいが、自分が受用もしないで他宗へおくりものにするといふことは、不都合千萬なことである、驚き入つた仕打である。いよ／＼、佛祖の御かけをいたゞき佛恩を感佩せねばならぬ、佛物佛恩は斷じて粗末にしてはならないのであるといふ意味であります。

×

佛物はしみ／＼と味うて受用しなくてはならぬ、門徒の進上物はこゝろから、いたゞかねばならぬ。

佛は惜しげなくすべてを與へたまふ、われらは御めぐみを残すところもなく有難くいたゞかねばなりません。

尊いものを保つ

蓮如上人は山科の御坊にて、四へきを御杖をつかれ、御坊中御覽あり。板ひさしの端の出たりしを、御杖にてたき入られて仰に、聖人の御用にて、門徒の人々の志にて取立られたる坊中也、をろそかに思へからず。破れたらん所をば見付次第に、か様にをしなをすべし。皆御用の所の物なりとぞ仰付けらる。

×

蓮如上人が山科御坊に御出なされたある日のこと、御杖をついて、「四へき」即ち四壁、すなはちぐるりに取りまく坊中の建物を御巡覽になつたことがあります。

そのとき、ある坊中の板庇の端が飛び出して、破損しかけてゐるのを御覽になると、御杖をもつてその庇をたいて、本のとほりにすぐさま修理せられました。

そして仰つけらるゝやうには、聖人の御用により、門徒の人たちの懇志によつて支持されてゐる坊中である。粗末にしてはならぬ。若し、破損したところを見つけたら、すぐに今私のやつたやうに修覆しておくべきであらうとさとされました。

「なにもかも、みんな佛祖の御用物であるからな」とまうされました。

×

「めぐみ」はとりわけて大切に取扱はねばならぬ、自分で働いてつくつたものは大事にするが、他人から貰つたものは粗末にするといふごときは心なき

業であります、貫つたものは儲けたものより餘計に大切に保守しなくてはな
りませぬ。

何もかも、一切合財が「めぐみ」の結晶である、御恩づくめである。これ
を大切に活用することが私たちのせめてもの營務であります。

昭和十六年十月一日 印刷
昭和十六年十月十日 發行

非賣品

著者

梅原真隆

發行者

河合直二

吳市本通十四丁目四十番地ノ二

印刷者

同朋舎

京都市壬生川通五條下ル

發行所

河合直二方
吳市本通十四丁目四十番地ノ二

417
154

終

